



労働施策と福祉施策、連携を生かす

社会福祉法人進和学園 統括施設長 久保寺一男

都道府県により状況に差はあるものの、全国的にA型事業所がこの1～2年著しく増加しています。急増している運営主体は企業や特定非営利法人がほとんどです。一部の事業者は週数日、短時間のサービスで報酬だけを取得、利用者処遇の問題や、一部コンサルタントと称する業者の勧誘などの情報が各方面から寄せられています。しかしながら企業も含めた大多数の事業者は、まじめに障害者就労に篤い思いをもって運営されています。志ある事業者はこのような状況を大変危惧しているところではあります。

障害者総合支援法のA型事業は、雇用形態に関わる労働施策と福祉契約を必要とする福祉施策にまたがる特殊な形態です。労働の対価としての賃金を支払う労働施策の原則と、障害者の福祉的処遇を目的とする福祉施策の原則は本来異質なものです。しかしこの事業は就労機会の創出、雇用の提供と労働法規を厳守することはもちろん必要ですが、人権尊重の理念をもって、利用者の福祉サービス（生活面・精神面）を提供しなければならない第二種社会福祉事業です。また、この制度の保護雇用としての側面を考える時、この労働施策と福祉施策が連携する事業は逆に貴重な制度であり、軽度の障害者だけでなく、コミュニケーション不足から一般就労の難しい中度・重度の障害者の就労支援としての受け皿として貴重な存在です。

現在、都道府県単位でいくつかの任意団体がA型事業所連絡会等を組織し活動していると聞いています。私たちも神奈川県A型事業所連絡会を立ち上げ、年1～2回の研修会・情報交換会を開催しています。その趣旨は①過渡期である、まだまだ不十分なこの制度、A型事業所のあるべき姿を検証し、より良い制度になるよう運動・啓蒙し、行政への要望等の機会を創出する。②A型事業所の運営理念と、モデル指針等を構





築する。③社会福祉法人立、特定非営利法人立、営利企業立の事業所が種別を超えて結集して、事業所間の情報を共有するなどです。雇用率の改定、納付金制度の義務水準の引上げ等でこの1～2年一般就労が進んでいますが、この事業を必要としている障害者も多くいらっしゃいます。

障害者総合支援法の3年を目途の見直し、平成27年4月の報酬改定などを迎えるにあたり、各県で取り組まれているグループと連携し、全国的組織化への活動を開始したいと考えます。

出典：「コトノネ」VOL.10 2014年5月20日号
(発行・編集：株式会社はたらくよろこびデザイン室)

※ 平成27年2月18日、就労継続支援A型事業所全国協議会（全Aネット）の設立総会が開かれ、正式にNPO法人化に向けて動き出しました。

